

住宅リフォーム補助金の手続き

(空き家を取得して改修する場合)

町民が町内の空き家を取得
町外の人が町内の空き家を取得

スタート

空き家の取得(売買契約等)

売買契約等締結日から1年を経過したものは対象外
親族(2親等以内)から取得したものは対象外

事業計画認定申請

(工事着工日の7日前までに申請)

手続きに必要なもの

- ① 事業計画認定申請書 (別記第1号様式)
- ② 事業計画概要書 (別紙)
- ③ 承諾書 (別記第2号様式)
- ④ **現況の写真【必須】**
- ⑤ 売買契約書等の写し
- ⑥ 見積書 (工事種別毎の明細の分かるもの)
- ⑦ 設計書 (図面等施工内容が分かるもの)
簡易な工事の場合は省略できる場合あり
- ⑧ 印鑑 (認印で可)
- ⑨ その他 工事内容等により必要な書類を提出していただく場合があります。

着工後の申請は受け付けません
過去の工事は対象外です

終了

事業計画否認
(事業計画否認通知)

事業計画認定(事業計画認定通知)

事業量又は事業費の2割を超える変更がある場合は変更申請が必要です (工事完了前に必ず変更申請してください)

- ① 事業計画変更申請書 (別記第5号様式)
- ② 変更内容が分かる資料 (新旧比較したもの)

改修工事の着工

改修工事の完了

(事業計画認定から6ヶ月以内に完了)

手続きに必要なもの

- ① 補助金等交付申請書 (別記第8号様式)
※補助金の振込口座は申請者名義に限ります
- ② 補助金等申請概要書 (別紙)
- ③ 承諾書 (別記第2号様式)
- ④ **現況の写真【必須】**
(施工前後が比較できるもの)
- ⑤ 請求書の写し (工事の詳細が分かるもの)
- ⑥ 領収書等の写し (未払いの場合は後日提出)
- ⑦ 事業計画認定申請時の添付書類に変更がある場合はその書類
- ⑧ 印鑑 (認印で可)
- ⑨ その他 工事内容等により必要な書類を提出していただく場合があります。

工事完了から3箇月以内に住民票を異動

補助金の交付申請

(住民票異動から30日以内に申請)

2週間程度

補助金の交付決定(口座振込み)

交付決定日から5年以上定住

問い合わせ 秩父別町役場 建設課 電話 33-2111

ゴール

2021.04